

高砂市出産・子育て応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国の出産・子育て応援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和4年12月26日子発第1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業開始日)

第2条 実施要綱第3に規定する事業開始日は、令和5年1月1日とする。

(出産応援金の支給対象者)

第3条 給付金のうち出産応援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、実施要綱別添2の第2のIの(1)に定める要件を満たすほか、実施要綱別添2に定める給付金の申請日において、本市に居住し、かつ、住民基本台帳（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

(出産応援金の額及び支給方法)

第4条 給付金のうち出産応援金の額は、支給対象者の妊娠1回につき5万円とし、その支給方法は、現金の交付により行うものとする。

(出産応援金の申請)

第5条 実施要綱別添2に定める給付金の申請のうち出産応援金の申請は、高砂市出産応援金支給申請書（様式第1号）によるものとする。

2 高砂市出産応援金支給申請書の提出期限は、市長が別に定める。

(出産応援金の支給の決定等)

第6条 市長は、高砂市出産応援金支給申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の可否を決定するものとする。

(子育て応援金の支給対象者)

第7条 給付金のうち子育て応援金の支給の対象となる者は、実施要綱別添2の第2のIIの(1)に定める要件を満たすほか、実施要綱別添2に定める給付金の申請日において、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

（子育て応援金の額及び支給方法）

第8条 給付金のうち子育て応援金の額は、対象児童（別添2の第2のⅡの(1)の1に規定する対象児童をいう。）1人につき5万円とし、その支給方法は、現金の交付により行うものとする。

（子育て応援金の申請）

第9条 実施要綱別添2に定める給付金の申請のうち子育て応援金の申請は、高砂市子育て応援金支給申請書（様式第2号）によるものとする。

2 高砂市子育て応援金支給申請書の提出期限は、市長が別に定める。

（子育て応援金の支給の決定等）

第10条 市長は、高砂市子育て応援金支給申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の可否を決定するものとする。

（応援金の返還等）

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、給付金の支給の決定を取り消し、既に支給した応援金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。
- (2) この要綱又は給付金の支給の条件に違反したとき。

（補則）

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行し、令和4年4月1日以後の出産に係る給付金について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。（様式第1、2号の振込先に公金受取口座を追加）